

4 「保護者申請」(2コース)(申請手続き⇒結果通知後の手続き)

1 保護者が申請書を書き、手続きに必要なものをそろえる



<input checked="" type="checkbox"/>	申請に必要なもの	備考
	・特別支援申請書	所属する園(療育施設)などが記入する用紙もありますので、所属する園(療育施設)と就学に向けて事前に話し合い、保護者から園等へ作成依頼してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	保護者のお手元があれば提出していただきたいもの	
	・診断書(特別支援申請に係るもの)	既に医療機関等に繋がり、左記のものをお持ちの場合には、写しを提出してください。入手予定で、申請期間内に書類が整わない場合には、一旦申請書を提出し、後日教育委員会へ提出してください。
	・障害者手帳 (療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳)	
	・知能検査または発達検査の結果報告書	
	・お薬手帳(現在の服薬情報のページ)	

※過去に知能(発達)検査を受けたことがある場合には、特別支援申請書に必ず検査の情報をご記入ください。

2 保護者が市教育委員会へ特別支援申請書等を提出する

申請期間: 6月1日(月)～7月10日(金)【提出期限の厳守をお願いします】

※特別支援申請書等を市役所7階学校教育課「特別支援教育申請窓口」へ提出してください。

3 調査・検査⇒審議(浦添市教育支援委員会)

(1) 調査【園生活の様子を観察し、各園にて保護者面談・担任面談を行います】

※調査における「面談」は、調査員からの電話相談という形式で行う場合もあります。
 ※保護者や園に聞き取る形式で、調査員が「S-M 社会生活能力検査」も実施します。

(2) 検査【子供の年齢等を考慮した知能・発達検査を各校にて行います】

※過去に検査を受けている場合には、その検査結果を審議に活用することがあります。
※知能(発達)検査を受けたことがない場合、あるいは過去の検査の状況によって、教育委員会が知能(発達)検査を実施します。

(3) 審議(浦添市教育支援委員会) ※保護者の希望と異なる結果の場合もあります。

4 就学相談(教育委員会)【希望者のみ】

11月初旬



結果の説明をしてほしい、結果を受けて学びの場について悩んでいるなどのご相談について学校教育課の特別支援教育担当が対応します。**(希望者のみ。事前に電話予約必要)**

就学相談期間	11月4日(水)~11月6日(金)午後(一人当たり約30分程度)
対象【現在籍】	○家庭保育(児童デイ通所・児童発達支援センター「たんぽぽ」のみ在籍等) ○認可保育園 ○私立認定こども園 ○認可外保育園 ○私立幼稚園

5 結果に対する意見表明をする(「保護者の意見等」を書いて提出する)

保護者は、教育支援委員会の結果に対する最終意見を「保護者の意見等」に記入し、教育委員会(7階学校教育課)へ提出します。該当者は、「診断書」等も提出します。(下記参照)

※「保護者の意見等」の提出を以って、**通級指導教室・特別支援学級が決定します。**

「保護者の意見等」を教育委員会へ提出する期限:11月13日(金)

市教育委員会へ提出する文書名	教育支援委員会の結果			
	通常の学級 通級指導教室 特別支援学級 (知的・情緒)	特別支援学級 (難聴・弱視・ 肢体不自由・ 病弱・言語)	特別支援学校 ⇒希望する 【県教育委員会 へ申請する】	特別支援学校 ⇒希望しない 【地域の学校の 特別支援学級に通う】
市様式 「保護者の意見等」	提出必要	提出必要	提出必要	提出必要
県様式 「保護者の意見等」			提出必要	
「専門医の診断書」		提出必要	提出必要 (令和8年1月以降) ※11月13日までに 用意し提出すること	特別支援学級の種別
				知的
「医療的ケアを要する 児童生徒」 ※専門医が作成			該当者のみ ※11月13日までに 用意し提出すること	提出必要

教育支援委員会の結果が「特別支援学校」であり、保護者が特別支援学校への就学を希望する場合には、「専門医の診断書の写し(令和8年作成)」を県教育委員会へ提出する必要があります。

市教育委員会への提出期限に間に合うように、受診の予約をご検討ください。申請時に令和8年に作成した診断書(写し)を提出している場合には、再提出する必要はありません。